

藤沢市立学校施設再整備計画基本方針(素案)の中間報告について

1 藤沢市立学校施設再整備計画について

学校施設は昭和40年代から50年代にかけ、児童・生徒の急増にあわせ日本全国で多くが建設され、これらの施設が老朽化による更新時期を迎えつつあるなか、いかに老朽施設への対応を図っていくかが全国的に大きな課題となっています。本市においても例外ではなく、その対策を計画的に実施していくための道筋となる「学校施設再整備計画」の策定が求められています。

教育委員会では、「学校施設再整備計画」の策定にあたり、平成26年度に整備にあたっての基本的な考え方をハード・ソフト両面から整理し、学校施設再整備基本方針を策定していきます。この基本方針に基づき、平成27年度に実施計画を策定し、今後の老朽化対策や維持保全、環境整備など総合的に学校施設整備を進めていきます。

平成26年度における取組といたしましては、教育委員会内に検討会を設け、これまでに5回検討会を開催し、学校施設再整備基本方針の方向性を素案としてまとめましたので、中間報告するものです。

2 学校施設再整備基本方針の構成

第1章 藤沢市立学校施設の現状と課題

児童生徒数の推移及び今後の見込み、施設の老朽化や学校規模の格差などの課題。

第2章 国の動向

学校施設整備に係る国の方針(長寿命化)、学校教育に係る国の方針。

第3章 藤沢市が目指す教育のあり方

基本理念やソフト面における学校教育の現状、課題、今後の方向性から学校施設に求められているものを導き出しています。

第4章 学校施設再整備計画の基本的な考え方

具体的な整備手法等、基本的な考え方を示しています。

第5章 学校施設再整備実施計画の策定

実施計画策定方法や策定にあたって考慮すべき事項や課題を示しています。

以 上

藤沢市立学校施設再整備計画基本方針 (素案)

藤沢市教育委員会

目次

はじめに

学校施設再整備計画策定の目的	1
----------------	---

第1章 藤沢市立学校施設の現状と課題

1 学校数の推移	2
2 市の人口及び児童・生徒数の推移と今後の見込み	3
3 これまでの学校施設整備の取組	4
4 学校施設の現状と課題	4

第2章 国の動向

1 学校施設の長寿命化	6
2 新たな教育的課題に対応するための教育制度の推進	7

第3章 藤沢市が目指す教育のあり方

1 基本理念	8
2 教育の現状と課題及び今後の方向性	8
3 学校施設に求められているもの	9

第4章 学校施設再整備計画の基本的な考え方

1 計画の区分	11
2 整備手法の区分に対する基本的な考え方	12
(1) 老朽施設の解消	12
① 改築	12
①-1 全面改築	12
①-2 部分改築	12
② 大規模改修（長寿命化改修）	13
②-1 全面改修	13
②-2 部分改修	13
(2) 施設の安全対策、維持保全	13
① 外壁、屋上防水等改修	13
② 設備・機器の更新、改修	13
(3) 教育・学校生活環境整備	13
① トイレ改修	13
② 空調設備整備、改修	14
③ グラウンド改修	14
④ 教育内容の変化に適合させるための改修	14
(4) 新たな教育ニーズに対応する諸整備	14
3 再整備に際して考慮すべき事項	14
(1) 学校規模の適正化・学校の統廃合	14
(2) 諸室の標準化	15

(3) 特別支援学級（通級指導学級を含む）の設置	15
(4) ICT環境の整備	15
(5) パブリックスペースの整備	15
(6) 中学校給食の実施、調理・運搬システムの見直し	15
(7) 防災機能の強化	15
(8) 児童クラブ・放課後子ども教室等への対応	15
4 整備校数の年次計画の例	16
第5章 学校施設再整備実施計画の策定	
1 学校施設再整備実施計画の策定に向けて	17

はじめに

学校施設再整備計画策定の目的

藤沢市では、保有する多くの公共施設で今後施設の更新を迎えることとなりますが、大幅な税収増も見込めない中であって扶助費等の義務的支出の増大により公共施設の更新に必要な投資的経費の確保が難しくなっています。

こうした状況の中でも継続的な行政サービスの提供を可能とするため、本市では平成26年3月に「藤沢市公共施設再整備基本方針」を策定し、さらに事業を具現化するため、学校施設整備を含む「藤沢市公共施設再整備プラン」として再整備の方向性を示しています。

しかしながら、学校施設は、学校教育の実践を目的とした教育施設であり、さらに施設数も多数にわたり、他の公共施設とは異種の性質をもっていることから、「藤沢市公共施設再整備基本方針」に基づくなかで、老朽施設の解消、維持保全、環境整備等の実施を計画的に図るため、その道筋となる学校施設独自の総合的な「学校施設再整備計画」を策定することを目的としています。

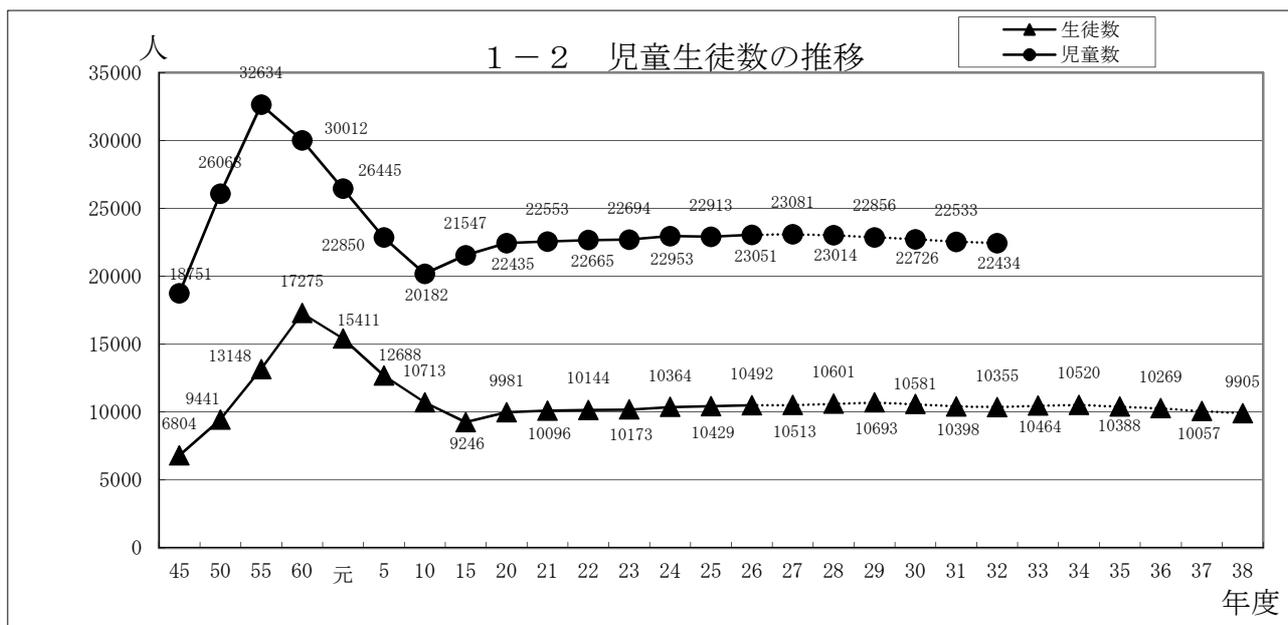
2 市の人口及び児童・生徒数の推移と今後の見込み

本市の人口は、平成26年5月現在で約41万9千人で、今後も増加を続け、2030年（平成42年）に最大値を迎え、その後ゆるやかに減少に転じると見込まれています。

また、児童・生徒数については、1980年（昭和55年）から1985年（昭和60年）の約4万7千人をピークに年々減少し、2003年（平成15年）の約3万8百人を境に微増に転じ、平成26年5月現在では約3万3千人となっています。

今後の見込みとしては、小学校の児童数は2015年（平成27年）にピークを迎え、その後はゆるやかに減少し、2020年（平成32年）には、2014年（平成26年）よりも400人減の約2万2千人になると見込んでいます。学校毎に見ると、2014年（平成26年）と比較して2020年（平成32年）に児童数が減少している小学校は19校、増加している小学校は15校、変わらない学校は1校となる見込みです。

また、中学校の生徒数では、2017年（平成29年）にピークを迎え、その後はゆるやかに減少し、2026年（平成38年）には、2014年（平成26年）よりも467人減の約9千9百人になると見込んでいます。学校毎に見ると、2014年（平成26年）と比較して2026年（平成38年）に生徒数が減少している中学校は13校、増加している中学校は5校、変わらない学校が1校となる見込みです。



※2015年（平成27年）以降は推計

なお、学校毎の児童・生徒数がピークを迎える見込みの年は、次表のとおりです。

児童数・生徒数がピークを迎える年と学校数

	2014年 平成26年	2015年 平成27年	2016年 平成28年	2017年 平成29年	2018年 平成30年	2019年 平成31年	2020年 平成32年
小学校	11校	3校			6校	8校	7校
中学校	2014年 平成26年	2015年 平成27年	2016年 平成28年	2017年 平成29年	2018年 平成30年	2019年 平成31年	2020年 平成32年
	3校	2校	2校	3校	2校		
	2021年 平成33年	2022年 平成34年	2023年 平成35年	2024年 平成36年	2025年 平成37年	2026年 平成38年	
	1校	1校		2校	1校	2校	

3 これまでの学校施設整備の取組

(1) 児童・生徒急増期以降の取組

本市におけるこれまでの学校施設整備の取組は、昭和40年代から50年代にかけ、本市への人口流入と児童・生徒急増期を迎えたことで小学校・中学校ともに分離新設校の設置に取組みました。昭和60年頃には児童・生徒数増加のピークを迎え、その後、減少傾向となったことから、平成に入り建築後30年から40年程度が経過した学校施設の改築に取り組むとともに管理諸室の空調設備整備、外壁補修やグラウンド改修、プールや放送などの設備改修など様々な事業を行ってきました。

(2) 学校施設の耐震化

平成7年1月に発生した阪神淡路大震災の被害状況を受け、全国的に学校施設の耐震化が求められたことから、本市においても改築事業の実施から、旧耐震基準の校舎及び屋内運動場の耐震化を優先し、平成23年度には全施設の耐震化工事を完了しました。

(3) 現在の取組

現在の取組は、平成23年3月に策定した「藤沢市教育振興基本計画」の基本方針の一つとして、「学校教育を充実させる人的、物的条件整備を図ります」という内容を盛り込み、子どもたちが安心して学ぶことができる学校施設・設備などの整備・充実を図るためにトイレ改修や空調設備整備、外壁・防水改修、グラウンド改修等の環境整備事業を中心に設備機器の更新等に取り組んでいます。

4 学校施設の現状と課題

(1) 老朽施設の解消

本市の学校施設は、平成23年度に完了した本町小学校校舎棟の改築をもってすべての校舎棟、屋内運動場の耐震化が完了していますが、建築後40年を経過した校舎棟を保有する学校が23校、30年では42校となっており、老朽化が著しい状況となっています。これらの校舎棟は児童・生徒急増期に複数回にわたり増築を行っているなど、一体の校舎棟であっても建築年次が異なるものや旧耐震と新耐震基準の建物が混在している学校も数多く存在します。

また、屋内運動場についても、建築後40年を経過した学校が20校、30年を経過した学校は40校となっており、校舎棟と同様に老朽化が進んでいるとともに、一部の学校では児童・生徒数に対してアリーナ面積が不足するなど、狭隘の状況になっています。

こうした状況の中、老朽化への対応として、施設の改築や大規模改修等の早期実施が求められており、財源確保を含めた計画的な事業実施が課題となっています。

(2) 学習環境や学校生活環境の整備

施設に付帯する設備や機器類についても改修や更新などを行っているものの、耐用年数を経過したものも多く使用している状況です。こうした付帯設備や機器類の改修及び更新を計画的に進めていくとともに、近年の猛暑対策としての空調設備整備やトイレ改修、グラウンド整備など、学習環境や学校生活環境の整備も求められています。

(3) 多様化する教育ニーズへの対応

子どもたちが学びで得たことを活用し、他者と関わり合いながら未来を生きる力を育てるためには、豊かな創造力を育む教育環境が必要であることから、近年では、授業や指導の少人数化、ICTを導入した授業、必要に応じ児童生徒に対するカウンセリングや相談機能の設置など個々へのきめ細やかな対応が求められています。

今後、これらの状況に応じ、学校施設をいかに対応させていくかが課題となっています。

(4) 学校規模の適正化

全国的には児童・生徒数が減少傾向にあるなか、本市では宅地開発等により現在も増加している地域では教室不足が生じ、13校で仮設校舎による対応を図っている学校がある一方、地域によっては児童・生徒数の減少により適正規模に達していない学校があるなど学校規模の格差が生じている状況です。

過大規模となっている学校においては、児童・生徒数に比して体育館・グラウンドなどが狭隘となり、授業のカリキュラムにおいて特別教室や体育館、グラウンド、プールなどの割り振りに融通がきかない状況があること、また、過小規模となっている学校においては、児童生徒間の多様な交流が十分でない状況も懸念されることなどから、教育活動における一定の質の維持に課題を生じています。

このようなことから、適切な教育活動を行うには学校規模の適正化が喫緊の課題となっています。また、過大規模となっている小学校だけでなく、その隣接している地域に目を向けても大幅な児童数減少の見込みがなく、現状では学区変更や統廃合による学校規模の適正化は非常に困難です。

今後に向けては、改築あるいは大規模改修による施設の老朽化解消とあわせて学校規模の適正化を図る抜本的な解決が求められています。

2014年5月1日現在（単位：校）

区 分	規 模					合 計
	過小規模 (1～5学級)	小規模 (6～11学級)	適正規模 (12～24学級)	大規模 (25～30学級)	過大規模 (31学級以上)	
小学校	0	1	27	3	4	35
中学校	0	3	16	0	0	19

第2章 国の動向

1 学校施設の長寿命化

(1) 文部科学省において「老朽化対策検討特別部会」の設置

第2次ベビーブーム世代の増加に伴い、昭和40年代後半から50年代にかけて日本全国で多くの学校施設が建設され、今、国・地方ともに厳しい財政状況のなかでこれらの施設の老朽化による更新時期を迎えつつあり、この大きな課題に向け、平成24年4月に「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」の下に「老朽化対策検討特別部会」を設置し、老朽化した学校施設の再生整備の在り方や推進方策等について検討を進めました。

(2) 老朽化対策ビジョン

「老朽化対策検討特別部会」における検討の結果、平成24年8月に「学校施設老朽化対策ビジョン（仮称）」（中間まとめ）を経て、平成25年3月に「学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～」がまとめられました。

この中で、安全面、機能面、環境面、財政面を問題点としており、対応する施策の方向性として「計画的整備」と「学校施設の長寿命化」を掲げています。

(3) 計画的整備

学校施設の劣化状況や教育内容・方法への適応状況などを適切に把握し、適時・適切な整備ができるよう改修・改築の実施時期や規模等を定めた中長期的な整備計画を策定し、計画的に整備することが必要としており、改築から長寿命化改修への転換等により実行可能な計画とすることが大切としています。

(4) 学校施設の長寿命化

国・地方の厳しい財政状況の下、限られた予算でできる限り多くの施設の安全性を確保し、機能向上を図っていくためには、改築より工事費が安価で廃棄物や二酸化炭素排出量が少ない長寿命化改修への転換が必要としています。鉄筋コンクリート造の学校施設の場合、法定耐用年数としては60年または47年となっているが、これは税務上の減価償却費を算定するためのものであり、実際の物理的な耐用年数はこれより長く70～80年程度、さらに技術的には100年以上持たせるような長寿命化も可能であるとしています。ただし、改築から長寿命化改修への転換にあたっては、コンクリート強度が不足している施設など構造体の耐久性が確保されない施設や、教室等の配置計画上改修では近年の教育内容・方法に適応させることが困難な施設など実状により改築せざるを得ない施設などがあることにも留意すべきとしています。

2 新たな教育的課題に対応するための教育制度の推進

(1) 少人数学級・少人数指導

文部科学省では、教育現場が抱える様々な課題に対処し、教育の質を高めることは極めて重要な課題と捉え、多様化するこれからの課題に対し、教職員数を拡大することで児童生徒が持つ能力を最大限伸張させる取組を検討してきています。児童・生徒の「生きる力」

を育むためにはきめ細かな指導が必要であり、チーム・ティーチングや少人数指導が推進されてきています。平成25年8月には、文部科学省の「教職員の人事管理を含めた教職員定数の在り方検討チーム」は、平成25年度全国学力・学習状況調査を活用した少人数教育の効果検証も踏まえ、「世界トップレベルの学力・規範意識を育むための教師力・学力向上7カ年戦略」を公表し、この7カ年戦略において「少人数学級の推進」、「チーム・ティーチングや習熟度別少人数指導の推進」を目指し、必要な加配定数を措置することとしています。その反面、平成26年度政府予算では、義務標準法の制定以降初めて教職員定数の自然減を上回る教職員定数の削減が行われた状況もあります。また、平成26年8月には、教育再生の実行に向けた教職員等指導体制の在り方等に関する検討会議の提言において、「学習内容の定着や学習上のつまずきの解消等を図る観点から、少人数の習熟度別指導や放課後補習などの取組を推進するとともに、学力保障が必要な学校に対して教員の加算措置を行うなど、教職員等指導体制を充実することが必要である。」としています。

(2) 小中連携・一貫教育の推進

子どもや社会の状況は大きく変化し、現行の学校教育制度が導入された当時と比べ児童生徒の発達の早期化が見られるほか、自己肯定感の低さ、小1プロブレムや中1ギャップなどの課題が指摘されています。このような課題に対応するために、小中一貫教育の取り組みが行われています。

小中一貫教育については、義務教育9年間を現状の「6・3制」の区分をはずし、一体的にとらえ、「4・3・2制」や「5・4制」など融通性のある教育方針を定めることができます。 「中1ギャップ問題」の解消、学力向上や児童生徒指導においても有効であり、児童・生徒一人ひとりに確かな学力や豊かな心、健やかな身体を保障するとともに、いじめや不適應を解消し、さらに充実した学校生活を送ることができるようにするためのシステムです。しかし、小中一体型を新設するためのコストや通学距離の問題、教職員間の意識の共有化や一部教員の授業時間増加など課題も多く捉えられています。

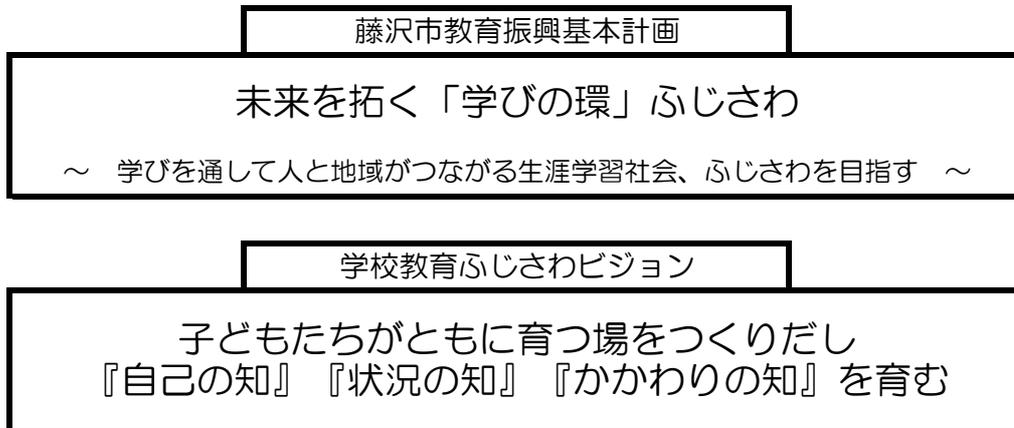
(3) インクルーシブ教育の推進

障害者の権利に関する条約の国連における採択、政府の障害者制度改革の動き、障害者基本法の改正等により、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会（共生社会）をめざすことが重要であるとされてきました。共生社会の形成に向けては、インクルーシブ教育システムの理念が重要です。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要です。

第3章 藤沢市が目指す教育のあり方

1 基本理念



本市教育委員会では、平成15年に本市学校教育のあるべき姿やそれを目指す理念を示した「学校教育ふじさわビジョン」を策定しています。その後、平成23年に藤沢市の教育のこれまでの取組を整理し教育に関する総合的な中期計画として「藤沢市教育振興基本計画」を策定し、これを受けて平成24年度に「学校教育ふじさわビジョン」を改定しています。

「学校教育ふじさわビジョン」においては、学校教育に特化したなかで藤沢市が目指す教育のあり方を示しており、子どもたちが未来を切り開くための「生きる力」、基礎的かつ基本的な学力の定着、広く地域と協働する学校の姿、子どもたちの学びを支える教師のあり方を「めざす子ども像」「めざす学校像」「めざす教師像」として示しています。

2 教育の現状と課題及び今後の方向性

本市教育委員会では、これまで1で示した基本理念の達成に向け、次の5つの重点項目を定めております。

- ① 指導方法の工夫改善と指導の充実
- ② 教職員の研修・研究の充実
- ③ 創意工夫のある教育課程の推進
- ④ 開かれた学校づくり
- ⑤ 児童・生徒の健全育成のための相談・指導体制の充実

具体的には、以下のような施策を行ってまいりました。

- ①では、児童生徒一人ひとりを大切にする学校教育の充実、中学校学習支援事業による学習支援の充実、特別支援教育充実のための特別支援学級の新設 など
- ②では、教員の資質向上、指導力向上のための研修の充実 など
- ③では、学校実態や地域の状況に合わせた教育課程の編成や研究の充実 など
- ④では、「地域の開かれた学校」の研究推進 など
- ⑤では、相談機能充実のための学校教育相談センターの開設とスクールカウンセラーの派遣 など

以上のように、様々な施策を行ってまいりましたが、これらのうち、一定の成果をあげたもの、未だ、課題を残しているものなどについて、今後に向けて整理していかねば

なりません。特に、子どもたちの自尊感情・自己有用感の乏しさ、学習意欲の低下、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加への対応、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていく事態等（いわゆる中1ギャップ）を考慮する必要があります。

また、東日本大震災を教訓として防災意識の向上を図りつつ、併せて、社会情勢の変化に対応した教育の推進、施設面では学校施設の改築・長寿命化など、教育環境の整備に重点的に取り組んでいく必要があります。

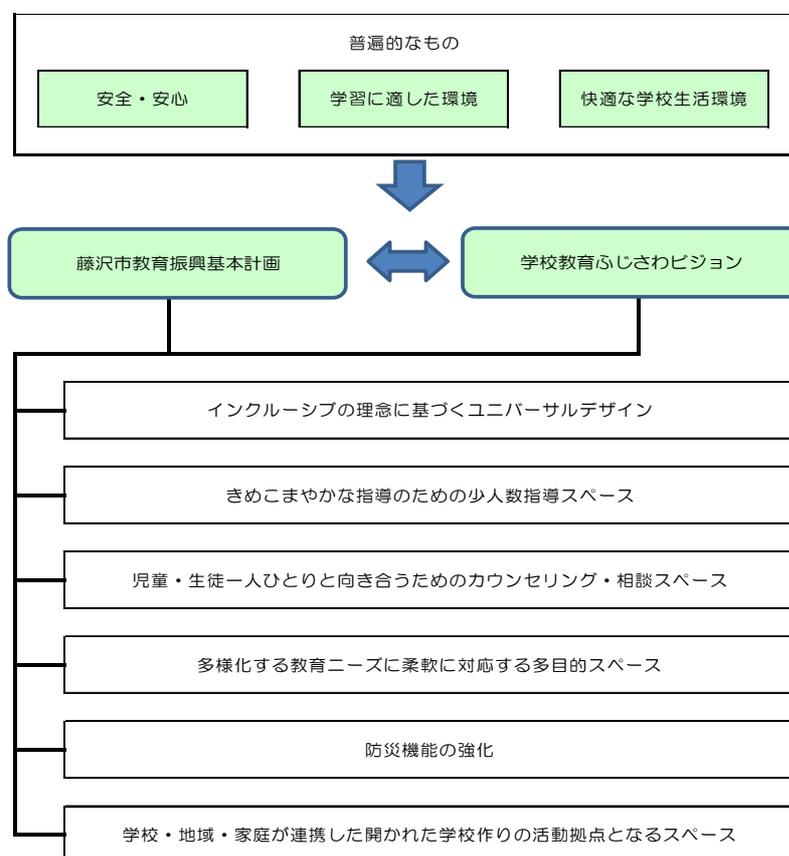
以上の課題を踏まえ、今後、つぎのような施策を中心に取り組んでいきます。

- ・コミュニケーション能力の育成
- ・子どもと社会をつなぐ教育の推進
- ・教職員の支援体制の充実や学びのセーフティネットの構築
- ・一人ひとりのニーズに応じた支援教育（インクルーシブ教育の概念）の構築
- ・藤沢という地域特性に見合った小中連携、小中一貫教育の研究
- ・命を守る「教育の推進」や「教育環境の整備」の促進など
- ・学校規模の適正化や計画的な老朽化施設の解消

などを中心として、子どもたちの笑顔あふれる学校づくりをめざしていきます。

一方では、子どもの豊かな学びを創造し、地域とともにある学校づくりを推進し、地域に開かれた信頼される存在となるために、学校と家庭・地域、行政が連携し、より望ましい学校づくりに取り組んでいく必要があります。

3 学校施設に求められているもの

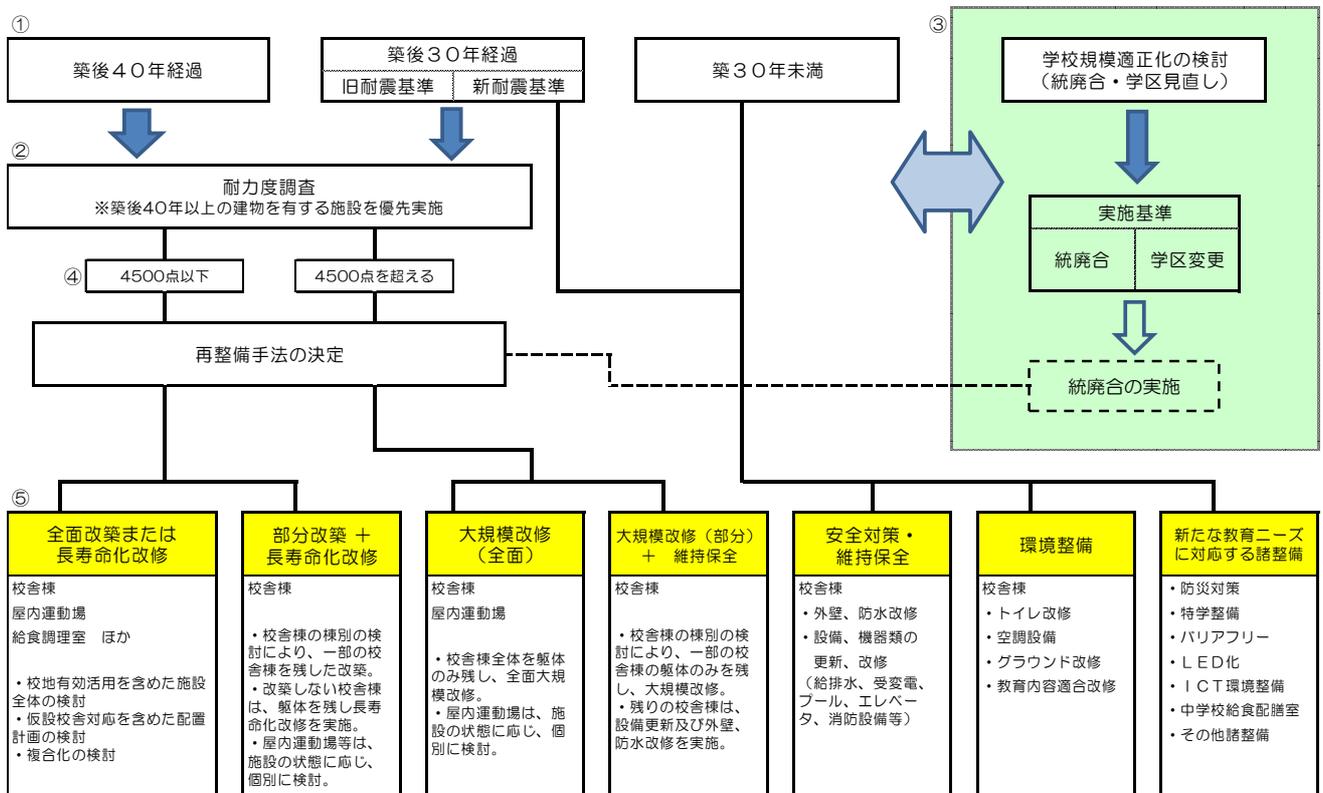


学校施設は、児童・生徒が安全・安心で快適に学習活動や学校生活を送るための環境が求められるのは言うまでもありません。加えて、本市の学校教育における基本理念、現状の課題や今後の方向性から、障がいの「ある」「なし」にかかわらず「ともに学びともに育つ」教育を実践するためには、ユニバーサルデザインに基づく施設整備や基礎的な学力定着に効果的な少人数指導のためのスペース確保、児童・生徒一人ひとりと向き合うためのカウンセリングまたは相談スペース、多様化する教育ニーズに柔軟に対応することのできる機能を持たせた多目的スペース、万が一の災害時にも安全で安心して学べ、且つ、地域の避難施設としての機能を備えた学校施設、学校と家庭・地域が連携した開かれた学校づくりの活動の拠点となるパブリックスペースの確保などが求められています。

今後、再整備にあたっては、学校施設に求められる普遍的な機能にあわせ、いっそうの教育力向上を踏まえた施設整備が必要となってきます。

第4章 学校施設再整備計画の基本的な考え方

1 計画の区分



- ① 既存の学校施設を40年経過した建物を有する施設、30年を経過した建物を有する施設、30年未満の施設に区分します。
- ② 築後40年を経過した建物を有する施設を優先に順次耐力度調査を実施し、施設の詳細な状態把握をストックします。
- ③ 学校規模の適正化のための統廃合や学区の見直しを継続的に行い、施設の状況との突合を行いながら計画に反映させます。
- ④ 文部科学省の施設整備基準となる耐力度調査結果の点数をもとに整備手法を検討します。
- ⑤ 各施設の築年数や施設状況に応じ、再整備手法の区分に応じた整備を実施します。

学校施設再整備の実施手法として、次のとおり区分します。

(1) 老朽施設の解消

- ① 改築 (①-1 全面改築、①-2 部分改築)
- ② 大規模改修 (②-1 全面改修、②-2 部分改修)

(2) 施設の安全対策・維持保全

- ① 外壁・屋上防水等改修
- ② 設備・機器類の更新、改修

(3) 教育・学校生活環境整備

- ① トイレ改修 (2系統目以降の整備を含む)
- ② 空調設備整備、更新 (管理諸室の更新、特別教室への設置を含む)
- ③ グラウンド改修
- ④ 教育内容の変化に適合させるための改修

(4) 新たな教育ニーズに対応する諸整備

- ① 防災対策
- ② 特別支援学級の整備
- ③ バリアフリー対策
- ④ 施設照明のLED化
- ⑤ ICT環境の整備
- ⑥ 中学校給食配膳室等の整備
- ⑦ その他諸整備

2 整備手法の区分に対する基本的な考え方

(1) 老朽施設の解消

施設の老朽化の状況を詳細に把握するため、建物の耐力度調査を実施します。調査にあたっては、当面、建築後40年を経過した建物を有する学校を優先的に実施し、その結果に基づく建物の状態や施設の状況を総合的に判断し、改築、部分改築、大規模改修等を判断します。また、改築や大規模改修を実施することで、施設の老朽化を解消するとともにあわせて多様化する教育内容へ柔軟に対応できる施設づくりなど、教育環境整備も同時に図ります。

①-1 全面改築

・校舎棟のみでなく、屋内運動場、給食調理室、プール施設等、すべての施設を一体的に改築・整備します。この整備は、配置計画が自由に立てられることから、校地全体の有効活用を考慮したプランニングが可能となるとともに、施設全体の整備年度が整うことから、以後の維持管理を画一的に行うことが可能となります。

また、既存施設の配置によっては、既存校舎を使用しながら新校舎を建設することができ、仮設校舎の設置が不要となる場合もあります。

統廃合や学区変更などによる学校規模の変更にも柔軟に対応できる手法です。

・校舎棟のみ、屋内運動場のみを全面改築します。この整備は、既存施設が残ることから、配置計画に制限が生じますが、施設全体を改築することで柔軟な平面プランが可能です。また、屋内運動場については、十分なアリーナ面積を確保することができるのと同時に、合わせて武道場の整備やプールとの合築なども考慮することができます。

配置計画に制限が生じることから、改築時の仮設校舎での対応が必要となります。

①-2 部分改築

・建築年度が複数年にわたる校舎棟など、一部の校舎棟を残して改築します。改築しない校舎棟については、躯体のみを残し大規模改修を実施し、設備を含めたりリニューアルを図ります。この整備は、既存施設が残ることから、配置計画に制限が生じますが、改築部分で不足している機能や教育内容への対応などを図ることができます。

配置計画に制限が生じることから、改築時の仮設校舎での対応が必要となります。

②-1 大規模改修（全面改修）

・校舎棟全面を躯体のみ残し、状況によって長寿命化対策を施したうえで設備を含めたりリニューアルを図ります。この整備は、施設の配置変更ができないことから、既存建物の配置のなかで平面計画を立てる必要があります。教育内容に柔軟に対応するために、一部増築するなどの検討も必要です。また、改築と比較すると既存の柱・梁等を使用するため、整備後の耐用年数が短くなります。

既存施設をリニューアルすることから、整備時の仮設校舎での対応が必要となります。

また、屋内運動場やプール、給食施設などの状況により、以後の維持管理を考慮した計画が必要となります。

②-2 大規模改修（部分改修）

・校舎棟の一部を躯体のみ残し、状況によって長寿命化対策を施したうえで設備を含めたりリニューアルを図ります。この整備は、施設の配置変更ができないことから、既存建物の配置のなかで平面計画を立てる必要があります。残りの校舎棟については、外壁改修・屋上防水や設備改修などを状況に応じて実施します。

既存施設をリニューアルすることから、整備時の仮設校舎での対応が必要となります。

また、屋内運動場やプール、給食施設などの状況により、以後の維持管理を考慮した計画が必要となります。

(2) 施設の安全対策・維持保全

老朽施設の解消の対象とならない施設について、児童・生徒の安全対策及び施設の維持保全対策を講じます。

① 外壁・屋上防水改修

鉄筋の爆裂等による外壁の浮きや劣化、剥落などの防止、改善、また、屋上防水の劣化等による雨漏りなどの抑止のため、外壁・屋上防水改修を計画的に実施します。

② 設備・機器類の更新、改修

給排水、受変電、プール、エレベーター、放送、消防設備など各種設備・機器を安全かつ正常に使用でき、効率的な維持管理を行うため、耐用年数を考慮した設備・機器の更新やオーバーホールなどを計画的に実施します。

(3) 教育・学校生活環境整備

① トイレ改修（2系統目以降の整備を含む）

暗い・汚い・臭いのいわゆるトイレの3K解消のため、各校1系統のトイレ改修を計画的に実施します。改修にあたっては、一部の便器を除き大便器の洋式化を図るとともに、節水型や自動洗浄型などを取り入れ、床は乾式に変更していきます。

また、全校1系統の改修が完了した後は、老朽施設の解消の対象とならない施設について2系統目以降の整備も計画的に実施します。

② 空調設備整備、更新（管理諸室の更新、特別教室への設置を含む）

中学校全校の普通教室への空調設備整備が完了したことから、小学校の普通教室への空調設備整備を計画的に実施し、併せて給食調理室への整備を行います。普通教室への全校整備が完了した後は、老朽施設の解消の対象とならない施設を優先的に、管理諸室等に設置されている空調設備の更新と特別教室への設置を合わせて実施していきます。

③ グラウンド改修

グラウンド表層の劣化による埃の発生や排水の悪化等による教育や近隣への影響への対策として、グラウンド改修工事を計画的に実施していきます。

④ 教育内容の変化に適合させるための改修

多様化する教育内容の変化に対応するため、必要に応じて施設改修を実施します。

(4) 新たな教育ニーズに対応する諸整備

① 防災対策

各施設の立地や施設の状況等必要に応じて「藤沢市地域防災計画」との整合性を保つなかで、防災機能の充実を図ります。

② 特別支援学級の整備

設置要望や地域の状況を踏まえ、余裕教室の状況や児童・生徒数の動向を勘案するなかで、特別支援学級の整備を図ります。

③ バリアフリー対策

インクルーシブ教育の実践に際し、施設の状況に応じたバリアフリー対策を講じます。

④ 施設照明のLED化

「藤沢市公共施設LED化推進計画」に基づき、老朽施設の解消の対象とならない施設を対象として、順次、施設照明のLED化を図ります。

⑤ ICT環境の整備

教育現場におけるICTの活用を推進するため、「（仮称）教育情報機器整備基本方針」を策定し、長期的な視点のもと、効果的な資源の投入を図りながら、計画的にICT環境の整備を進めます。

⑥ 中学校給食配膳室等の整備

中学校給食の拡充にあわせ、安全面・衛生面を考慮した給食配膳室の整備を進めます。

⑦ その他諸整備

施設の状況に応じた各種諸整備を実施します。

3 再整備に際して考慮すべき事項

再整備の実施にあたっては、次の事項を考慮し、再整備に合わせた実施の検討を行います。

(1) 学校規模の適正化・学校の統廃合

児童・生徒数の推移や通学区域に関する課題を整理し、学校の統廃合を含め通学区域の再編・見直しについて継続的に検討を行い、小中学校の適正配置を図ることを目的と

した「藤沢市学校適正配置検討部会」のなかで研究を継続します。

(2) 諸室の標準化

本市が実践する教育が必要とする諸室、また、多様化する教育内容に対応するための諸室として、「(別表)標準諸室」に記載している諸室を藤沢市の小学校・中学校それぞれの標準諸室とし、再整備に合わせ整備します。

(3) 特別支援学級(通級指導学級を含む)の設置

未設置校については、設置要望や地域の状況などを整理し、必要に応じて再整備に合わせ設置します。また、既設置校は、規模に応じた適正な環境整備を図ります。

(4) ICT環境の整備

近年の情報化の進展に対応し、教育の情報化を推進するため、長期的な視点のもと、ICT技術を効果的に活用できる環境の整備を図ります。

- ① 校内LANの敷設を進め、パソコン等既存資産の有効活用を図ります。
- ② ICTを活用した授業形態を踏まえ、校内のどの場所においても自由にパソコンを使用した授業や業務が可能になるよう、インターネット環境の整備を進めます。
- ③ 各教科における資料収集・活用・整理等、多様な学習内容や学習形態に対応できるよう、PC教室と図書室を隣接させるなど、図書室とICTの融合を図り、一体的に使用できる学習・メディアセンターの設置を検討します。

(5) パブリックスペースの整備

PTAや三者連携など地域活動の推進を図るため、学校・家庭・地域連携のためのパブリックスペースの検討を進めます。

(6) 中学校給食の実施、調理・運搬システムの見直し

中学校給食実施に際し、給食配膳室を整備します。整備にあたっては給食配送車の動線と生徒の動線などを考慮した配置や空調設備、シンクを設置するとともに各階に施錠可能な配膳室を確保するなど安全面・衛生面に配慮した整備を進めます。

また、小学校給食の調理・運搬システムを見直し、調理室はドライシステムとし、衛生管理の向上に努めるとともに、施設内のバリアフリー化により給食運搬をワゴン化することで、児童の負担軽減と安全性の確保に努めます。

(7) 防災機能の強化

学校施設は、日々の学校教育活動や地域活動の重要施設であるだけでなく、災害時等の避難施設や拠点としての大きな役割を担っていることから、再整備にあたっては地域防災計画との整合性を図るなかで、市長部局と連携し、防災備蓄スペースの確保やその他避難施設としての機能充実を図ります。

(8) 児童クラブ・放課後子ども教室等への対応

再整備の実施にあたっては、「藤沢市公共施設再整備基本方針」を踏まえ、市長部局と連携を図りながら、児童の居場所づくりとなる施設や学校教育との関連性の高い公共施設との複合化を検討します。具体的には、「放課後子ども総合プラン」の取組を考慮し、放課後児童クラブ・放課後子ども教室のスペース確保について検討します。

4 整備校数の年次計画の例（第1期計画）

(1) 建築後40年を経過する建物を有する施設

整備区分	H28	H29	H30	H31	H32
老朽施設の解消					
耐力度調査	5校	5校	5校		
屋内運動場改築①		実施設計	工事実施		
改築・大規模改修②		基本設計	実施設計	工事実施	
改築・大規模改修③		基本設計	実施設計	工事実施	
改築・大規模改修④			基本設計	実施設計	工事実施
改築・大規模改修⑤			基本設計	実施設計	工事実施
改築・大規模改修⑥				基本設計	実施設計
改築・大規模改修⑦				基本設計	実施設計
改築・大規模改修⑧					基本設計
改築・大規模改修⑨					基本設計

(2) 建築後40年未満の施設

整備区分	H28	H29	H30	H31	H32
安全対策・維持保全					
外壁・屋上防水	2校	2校	2校	2校	2校
エレベーター	1校	1校	1校	2校	1校
給排水	1校	1校	1校	1校	1校
プール	1校	2校	1校	2校	1校
放送設備（リース）	5校	5校	4校	4校	4校
環境整備					
トイレ（1系統目）	4校	3校			
トイレ（2系統目）			5校	5校	5校
空調（普通教室）	6校	8校	4校		
空調（管理諸室等）			7校	10校	10校
グラウンド	2校	2校	1校	1校	1校
新たな教育ニーズに対応する諸整備					
LED化	1校	1校	1校	1校	1校
中学校給食配膳室整備	5校	5校	5校		

第5章 学校施設再整備実施計画の策定

1 学校施設再整備実施計画の策定に向けて

本市学校施設の再整備にあたり、本基本方針に基づき、平成27年度に「実施計画」を策定していきますが、55校について長期の財政状況の見通しや実行性の検証も難しいことから、実施計画の計画期間を5年ごとに区切り、随時見直しを行いながら再整備を進めていくものとしました。

計画期間及び見直し時期については、次のとおりとします。

期	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52		
第1期	■																										
見直し				●																							
第2期					■																						
見直し									●																		
第3期										■																	
見直し														●													
第4期															■												
見直し																				●							
第5期																					■						
見直し																									●		

本市学校施設55校について、仮に1年1校のペースで改築または大規模改修を実施したとしても、全校の整備に55年という時間が必要となります。現状、建築後40年を経過した建物を優先して老朽化の解消を順次実施していった場合、約20年を要することとなり、終期の整備では、40年ではなく60年を経過した施設の整備を実施することとなります。

したがって、現時点で建築後40年に満たない施設でも、計画終期には50年から60年経過した施設となり、多くの未改修施設として残存することとなります。

実施計画の策定にあたっては、特定財源を含めた財源確保と財源の平準化を考慮した計画づくりが不可欠であることから、PFIなどの民間資金の活用も含め様々な手法を検討するとともに、学校施設が全体的に老朽化していく状況を確認しながら、各年度の整備実施校数を検討していかなければなりません。

また、整備手法の選定にあたっては、児童生徒数の減少期を見据え、統廃合等の実施を視野に入れながら各施設の築年数を考慮し、改築または大規模改修の手法をバランスよく年次計画に組み入れていくことが必要です。

本市においては、当面の間、児童・生徒数の大幅な減少が見込まれないことから、それにあわせて学区の変更や統廃合による学校規模の適正化は困難な状況です。しかしながら、一部の過大規模校においては、築年数の経過から老朽化が進んでいる施設もあり、学校規模の適正化に至らない状況であっても、老朽施設の解消にあわせ、過大規模校の機能面の改善について十分に考慮することが必要です。

(別表) 標準諸室

施設再整備に係る標準諸室(案)

【小学校】

※広さは普通教室を基準とし、1とする 8m×7.6m=60.8m

種別	室名	標準諸室		参考学校(本町小)		備考
		広さ	必要数	広さ	設置数	
普通教室	普通教室	1	※	1	22	※児童数に応じて(推計含む)
多目的スペース	多目的スペース	2	1	2	1	
特別支援学級	指導教室	0.5	※	0.5	3	※児童数に応じて(推計含む)
	プレイルーム	1	1	1	1	
	特学職員室	0.5	1	0.5	1	
	用具庫、シャワールーム等	0.5	1	0.1	1	
	特学相談室	0.5	1	0	0	
通級指導学級	通級指導教室	1	1	0	0	
特別教室	少人数教室	1	3	0	0	2学年に1室(可動間仕切りで2室利用可)
	理科室・準備室	2	1	2	1	
	家庭科室・準備室	2	1	2	1	
	図工室・準備室	2	1	2	1	
	音楽室・準備室	2	1	1.5	2	
	視聴覚室・準備室	2	1	0	0	
	PC室・準備室	2	1	1.5	1	1(準備室なし) 図書室と隣接設置
	図書室	3	1	3	1	PC室と隣接設置
その他学習関係諸室	児童会室	0	0	1	1	
	放送室・スタジオ	1	1	1.5	1	
	児童更衣室	0.5	4	0.5	4	男女別に2室ずつ
	相談室	0.5	※	0.5	1	※各階に1室
	焼窯庫	0.25	1	0.25	1	
パブリックスペース	PTA室	1	1	0.5	1	
屋内運動施設	体育館	※15.5	1	9.5	1	※規模に応じて
	体育器具庫	1	1	0.75	1	
プール	プール機械室	0.25	1	0.25	1	
	更衣室(プール関係)	0.5	1	0.5	1	
	トイレ(プール関係)	0.25	1	0.25	1	
屋外運動施設	体育倉庫	1	1	1	1	トイレ含む
給食	ランチルーム	1	1	0	0	
	調理場	※7	1	7	1	※規模に応じて
	配膳室	0.5	※	0.5	3	※各階に1室
共通空間	昇降口	1.25	2	1.25	2	施設規模等に応じて
	外来者用玄関	0.25	1	0.25	1	
	トイレ(男子・女子)	1	※	1	6	※各階に1室ずつ、2系統
	みんなのトイレ	0.25	1	0.25	1	
	エレベーター	0.25	1	0.25	1	
管理諸室	校長室	0.5	1	0.5	1	
	職員室	※2	1	2	1	※規模に応じて
	会議室(大)	1	1	1	1	
	会議室(小)	0.5	1	0.5	1	
	休憩室	0.25	2	0	0	男女別に1室ずつ
	教職員更衣室	1	2	1	1	男女別に1室ずつ
	事務室	0.5	1	0.5	1	
	教職員用トイレ	0.5	1	1	1	
	用務員室	1	1	1	1	
	教材室	0.5	※	0.5	3	※各階に1室
	倉庫	0.5	※	0.5	2	※各階に1室
	印刷室	0.5	1	0.5	1	
保健室	保健室	1	1	1	1	温水シャワーブース設置
	カウンセリング室	0.5	1	0.5	1	
防災関係	防災備蓄倉庫	1	1	0	0	
複合化施設	放課後子ども教室	2	1	0	0	
	公的利用多目的室	0	0	1	2	
	公的利用トイレ	0	0	0.5	1	
	公的利用事務室	0	0	0.5	1	

(別表) 標準諸室

施設再整備に係る標準諸室(案)

【中学校】

※広さは普通教室を基準とし、1とする 8m×8.3m=66.4m

種別	室名	標準諸室		参考学校(第一中)		備考
		広さ	必要数	広さ	設置数	
普通教室	普通教室	1	※	1	16	※生徒数に応じて(推計含む)
多目的スペース	多目的スペース	2	1	1	3	
特別支援学級	指導教室	0.75	※	0.75	2	※生徒数に応じて(推計含む)
	プレイルーム	1	1	1.5	1	
	特学職員室	0.5	1	0.5	1	
	用具庫、シャワールーム等	0.5	1	0.5	1	
	特学相談室	0.5	1	0	0	
通級指導学級	通級指導教室	1	1	0	0	
特別教室	少人数教室	1	3	1	4	各学年に1室(可動間仕切りで2室利用可)
	理科室・準備室	2	2	2	2(準備室1)	
	薬品庫	0	0	0.1	1	
	家庭科調理室・準備室	2	1	2	1	
	家庭科被服室・準備室	2	1	1.5	1(準備室なし)	
	技術木工室・準備室	2	1	1.5	1(準備室なし)	
	技術金工室・準備室	2	1	2.5	1	
	作品庫	0	0	0.25	1	
	音楽室・準備室	2	2	2	2(準備室1)	
	美術室・準備室	2	2	2	2	
	視聴覚室・準備室	2	1	2	1(準備室なし)	
	PC室・準備室	2	1	2	1(準備室なし)	図書室と隣接設置
	図書室	3	1	3	1	PC室と隣接設置
	その他学習関係諸室	生徒会室	0.5	1	0.5	1
放送室		0.5	1	0.5	1	
生徒更衣室		0.5	6	0.5	6	各学年男女別に2室
相談室		0.5	※	0.5	5	※各階に2室
部室		2	1	2	1	
焼窯庫		0.25	1	0.25	1	
パブリックスペース	PTA室	1	1	0.5	1	
屋内運動施設	体育館	※22.5	1	18	1	※規模に応じて
	体育器具庫	1	1	1	1	
	武道場	4.5	1	0	0	
プール	プール機械室	0.25	1	0.25	1	
	更衣室(プール関係)	0.5	1	0.5	1	
	トイレ(プール関係)	0.25	1	0.25	1	
屋外運動施設	体育倉庫	1.5	1	1.5	1	トイレ含む
給食	配膳室	0.5	※	0	0	※各階に1室
共通空間	昇降口	2.5	1	2	1	施設規模等に応じて
	外来者用玄関	0.25	1	0.25	1	
	トイレ(男子・女子)	1	※	1	7	※各階に1室ずつ、2系統
	みんなのトイレ	0.25	1	0.25	1	※規模に応じて
	エレベーター	0.25	1	0.25	1	
管理諸室	校長室	0.5	1	0.5	1	
	職員室	※2.5	1	2.5	1	※規模に応じて
	会議室(大)	1	1	1	1	
	会議室(小)	0.5	1	0.5	2	
	休憩室	0.25	2	0	0	男女別に1室ずつ
	教職員更衣室	1	2	0.25	2	男女別に1室ずつ
	事務室	0.5	1	0.5	1	
	教職員用トイレ	0.5	1	1	1	
	用務員室	1	1	1	1	
	教材室	0.5	※	0.5	5	※各階に1室
	倉庫	0.5	※	0.25	6	※各階に1室
印刷室	0.5	1	0.5	1		
保健室	保健室	1	1	1	1	温水シャワーブース設置
	カウンセリング室	0.5	1	0.5	1	
防災関係	防災備蓄倉庫	1	1	0.5	1	

学校施設再整備計画策定に係るスケジュール

平成26年度

項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
基本方針	部内検討会		● 部内会議	● 第1回	● 第2回	● 第3回		● 第4回	● 第5回	● 副市長中間報告	● 第6回			
	小・中校長会								● 役員会	● 素案提示	● 意見集約	● 報告		
	庁内関係各課									● 素案提示	● 意見集約			
	教育委員会定例会								● 協議会	● 中間報告		● 協議会	● 基本方針報告	
	学校別基本情報の整理 (建設年度、工事履歴等)		整理、取りまとめ											
	基本方針検討・まとめ		素案検討							意見集約・修正			まとめ	

平成27年度

項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本方針	子ども文教常任委員会			● 報告									
実施計画	耐力度調査		耐力度調査実施										
	部内検討会					● 第1回			● 第2回		● 第3回		
	小・中校長会								● 中間報告			● 報告	
	庁内関係各課		● 政策会議								● 政策会議		
	教育委員会定例会						● 協議会			● 協議会	● 報告		
	子ども文教常任委員会											● 報告	
	実施計画検討・まとめ						検討・策定			まとめ			